

令和3年第5回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和3年5月28日(金) 16時30分開会
17時16分閉会
2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室
3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳
4. 会議に出席した職員
教育長 勝本真二
教育次長 山本昭彦
学校教育課理事 田中 真
教育総務課長 森本陽子
生涯学習課長 北野靖之
教育総務課 課長補佐 峰 修子
5. 会議日程
開会
日程第1 会議録の承認について
日程第2 報告
日程第3 議事
議案第22号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収等に関する要綱の制定について
議案第23号 長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
議案第24号 長与町奨学資金運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
議案第25号 長与町学校運営協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
議案第26号 学校評議員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
議案第27号 長与町学校給食運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて
議案第28号 長与町就学支援委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて

6. その他

(1) 学校訪問の日程について

閉会

議事録

○山本教育次長

皆さん、こんにちは。

定足数に達しておりますので、令和3年第5回定例教育委員会を開会いたします。

初めに勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

皆さんこんにちは。

委員の皆さんにおかれましては、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

前回もお話ししたかと思いますが、前回4月はコロナの感染者数がどんどん増えている状況でありました。

5月に入り、また増加し、5月8日の日には、ステージ4となって緊急事態宣言が発令されましたので、館は自粛措置をしました。

その後、13日に、医療危機事態宣言が発令されたものですから、どうしようもなく、館は休館措置をいたしました。

先ほど、町のコロナウイルス感染防止対策会議がありまして、今日の11時に県知事から、感染者数が若干下がってきたことから、ステージ5だったものを、ステージ3に下げるという話がありましたので、館も6月1日より再開しようかという動きになっております。

町でも、ワクチン接種が始まって、接種された人が今から増えていくだろうと思うんですけど、隣の長崎市では学級閉鎖、他県では変異種に子どもたちも罹っていることから、休校という措置がなされている学校もありますので、まだまだ長与でも感染者数は減少してきてはいますが、油断できないなと思っており、常に危機意識を持って対応していきたいと思っておりますので、今後とも御支援御協力のほどよろしくをお願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○山本教育次長

次に、4月23日に開催いたしました、教育委員会の会議録につきまして、御承認をお願いしたいと思います。御承認いただきますでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

ありがとうございました。

それでは続きまして、次第4の報告、まず教育行政報告でございます。

1ページをお願いいたします。

初めに、教育総務課です。

教育総務課では、5月17日に長崎県町村教育長会第1回協議会、それから18日に、長崎県市町教育委員会合同研修会がどちらもウェブ会議で行われております。

次に、学校教育課です。

5月14日、長与中学校体育大会が行われました。天候を考慮し、日程を前倒しして開催をいたしております。

また新型コロナウイルス感染拡大防止のために、無観客ということで実施をしております。

最後に生涯学習課です。

生涯学習課では、5月8日に東京2020オリンピック聖火リレーを開催いたしております。

中尾城公園第1駐車場で出発式を行いまして、10区間を聖火ランナーが、聖火を繋いでおります。

天候にも恵まれまして、思い出になるイベントとなりました。

委員の皆様にも御参加をいただきました。ありがとうございました。

この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

その他、委員会、協議会が行われております。

4月28日長与町スポーツ推進委員会、5月13日長与町文化財保護委員会、それから長与町スポーツ振興審議会、5月21日長与町図書館協議会と長与町民文化ホール運営委員会を開催し、それぞれの委員会や審議会におきまして、委員の皆様にご依頼状を交付した他、令和2年度の活動報告や実績報告、それから令和3年度の事業につきまして協議をしております。

これにつきまして、委員皆様の承認をいただき、これからの活動を行ってまいります。

それから5月21日に、平和コンサート in ながよの実行委員会を行っております。

現在のところ、何とか実施できないか、模索中というところでございます。

新型コロナウイルスの感染状況を今後見据えながら、6月18日に再度委員会を開催いたしまして、実施の可否について協議できればと考えております。

最後に、5月27日長与町文化振興審議会を行っております。

文化財保護事業、それから文化施設、文化事業について、令和2年度の事業実績、また、令和3年度の事業計画が承認され、これからの事業を行ってまいります。

以上が教育行政報告でございます。

続きまして、新型コロナウイルス関連の教育委員会の対応について御報告をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

一段目です。

4月22日に県内の新型コロナウイルス感染者が45人となりまして、1日の感染者が40人を超えるのが、1月9日の60人以来、およそ3か月ぶりとなるコロナウイルス感染の急拡大に伴いまして、町内公民館、スポーツ施設、文化施設など、町の主催講座の開講日を6月以降に延ばすこととした他に、4月23日には、臨時の校長会を開きまして、コロナ感染拡大防止にかかる対策の徹底及び対応について、再確認をいたしております。

2段目、4月25日に長崎市が5月1日までの外出自粛などの非常事態行動を呼びかけ、市内の公共施設や観光施設が閉鎖されたことに伴い、長与町におきましても、4月28日から5月1日まで、町内公民館、スポーツ施設、文化施設などを、これから新規に登録して利用しようとする団体、新規団体の利用を禁止といたしております。

次に3段目です。

5月5日には、感染の広がりを示す、ステージも4に引き上げられ、県内特別警戒警報が発令されております。

町でも新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開きまして対応の協議をいたしております。

5月6日から5月11日まで、町内公民館、スポーツ施設、文化施設などの新規団体の利用を禁止としたことに加えて、新規団体以外の利用者にも、利用の自粛を要請することといたしております。

次4段目、5月10日に対策本部会議を開きまして、5月31日まで町内公民館などの利用自粛の期間を延長した他、利用にあたっては、収容人数の50%以内にとすることで制限をいたしました。

最後、5月14日に長崎県の医療危機事態宣言でステージが5に引き上げられたことに伴いまして、5月15日に町の対策本部を開いております。

5月31日まで、町内公民館、スポーツ施設、文化施設などの利用を禁止としているところでございます。

先ほど、教育長からも話がございましたけれども、この教育委員会の前に、コロナの対策本部会議がありまして、教育長が話したとおり、6月1日から

施設の利用を再開することとしております。

以上、新型コロナウイルス関連の教育委員会の対応について御報告をさせていただきます。

次に、(2)の学校事故でございます。

学校での事故ではございませんが、児童の交通事故の報告が1件あっておりますので、詳細につきまして、担当課長より報告をいたします。

○田中理事

5月6日に、洗切小学校の男子児童が交通事故に遭っておりますので、御報告いたします。

下校後、友人宅からの帰宅途中で横断歩道を歩行中に、軽自動車と接触をしております。

転倒しまして、接触によるものか、転倒によるものかははっきりしないところではありますが、右耳上の頭蓋骨の骨折、左側の切傷、そして、同じく左側の内出血があるという状況でした。

2週間病院に入院いたしまして、内出血はなくなり、今週から学校に登校をしております。

順調に回復中ということではありますが、時々、大きな音があると頭痛がしたりするというので、短時間ずつ学校に慣れていってるところです。とにかく大事にしましょうということで対応を図っているところでもあります。

以上になります。

○山本教育次長

次に(3)の委任事項の報告でございますが、委任事項はございません。

以上で報告を終わります。

これまでで、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

それでは、次第5の議事に移りたいと思います。

議事の進行を勝本教育長にお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第22号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収等に関する要綱の制定についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第22号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収等に関する要綱の制定についての提案理由を申し上げます。

資料は4ページから5ページとなります。

これまで内規により運営をしておりまして、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の徴収等につきまして、今回要綱を制定するものでございます。

資料5ページに、今回制定する要綱を載せております。

第1条にこの要綱の趣旨を、第2条に独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定に定める徴収額を、第3条に要保護者などの共済掛金を徴収しない場合の規定を、第4条に納入方法及びその時期について規定をしております。

また附則として、この要綱は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

御審議よろしくお願いたします。

○勝本教育長

議案第22号につきまして、質疑はございませんか。

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第23号 長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第23号 長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

資料の6ページ7ページとなります。

本議案は、長与町立小・中学校の通学区域に関しまして、令和8年度以降に小学校へ入学する児童で、小学校に就学中の兄弟がいる場合の特例措置を設けるため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○田中理事

本規則が制定され、成立したときには、現在いる子どもを対象として、制度設計を行ってございました。

ところが、将来的な出産について検討される方からの御相談がありまして、想定外の状況が発生しております。

その中で、兄弟姉妹が別の学校に通うということがないように、本議案を

提案するものであります。

○勝本教育長

議案23号についての質疑はございませんか。

○廣田委員

1点お尋ねします。

この通学区域の改正をされるときに、かなり先までの計画を綿密にたてていらっしゃったんですが、それでも足りなかったのが何かというのをお聞きしてもいいでしょうか。

○田中理事

実際、御相談に来られたんですが、現在小学校1年生の第1子と、年中の第2子がいらして、ここまでは想定どおりにいくのですが、この家庭の方が将来的に、更に子どもをもうけたいと思っいらっしゃいます。

ただし、現在はまだ妊娠もされてないので、その状態で、先を見据えた学校選択をすることはいかなものかと。

ですから、今現在の段階で想定して学校の選択をされる。そうしたときに、次のお子様がいつになるかわかりませんが、生まれたお子さんが小学校に入学される時には、令和8年を超えておりますので、規則上は別の学校になってしまう。そうなったときに、やはりそこは兄弟姉妹が同じ学校に通うことが望ましいという判断に立ちましたので、その例外を特例として認めるために、この「6年生の」、あるいは、「令和8年度に限り」という文言の削除をお願いするものであります。

○廣田委員

今お聞きしてすばらしいなと思いました。

1件1件の事例に寄り添っていただいて、ありがとうございました。

○勝本教育長

他ございませんか。

ないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第24号 長与町奨学資金運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第24号 長与町奨学資金運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

資料9ページになります。

長与町奨学資金運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

11ページに、委員名簿をつけております。

今回、長与町奨学資金運営委員会の委員に委嘱した方は、11名、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○山本教育次長

議案第24号についての質疑はございませんか。

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

承認と認めます。

続きまして議案第25号 長与町学校運営協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第25号 長与町学校運営協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

資料の13ページお願いいたします。

長与町学校運営協議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

15ページに委員名簿をつけております。

今回、長与町学校運営協議会の委員に委嘱した方は、各小学校でそれぞれ10名ずつ、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

目を通されてみて、何か質疑ございませんか。

どんなでしょうか。

議案第25号につきまして、質疑等ございませんか。

○廣田委員

お尋ねです。

学校運営協議会委員の皆様が、コミュニティースクールの核になる方々と

理解してもよろしいでしょうか。

○田中理事

コミュニティースクールの審議会の中心メンバーということです。

○勝本教育長

他にございませんか。

一応、各学校からこういうメンバーの方がなりましたということで報告を受けております。

これでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第26号 学校評議員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第26号 学校評議員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

資料は17ページからになります。

学校評議員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めます。

19ページに名簿をつけております。

今回、学校評議員に委嘱した方は9名、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

先程の学校運営協議会は小学校の委員で、今回の学校評議員が中学校の委員と考えていただければいいと思います。

一応、各学校から3名評議員が上がってきております。

それでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、議案第26号については承認と認めます。

続きまして、議案第27号 長与町学校給食運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第27号 長与町学校給食運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

資料21ページからになります。

長与町学校給食運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

23ページに、委員名簿をつけております。

今回、長与町学校給食運営委員会の委員に委嘱した方は20名で、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

よろしく願いいたします。

○勝本教育長

議案第27号につきまして、質疑はございませんか。

各学校の校長先生、栄養教諭、そしてPTAの代表、給食担当者等が入って20名です。

議案第27号につきまして、質疑等ございませんか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということで認めます。

続きまして議案第28号 長与町就学支援委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第28号 長与町就学支援委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

資料25ページからになります。

長与町就学支援委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和3年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものでございます。

27ページに、委員名簿をつけております。

今回、長与町就学支援委員会委員に委嘱した方は23名、任期が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

よろしく願いいたします。

○勝本教育長

今説明がありましたように、委員としましては各学校の校長先生方、あと

特別支援の担当者と町から主任児童委員や学識経験者、保健師、あと県立盲学校長と、県立鶴南特別支援学校時津分校の教頭先生がなっておられます。

議案第28号につきまして、質疑等ございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

ないようでしたら、承認ということで認めます。

では、議事は終わりましたので、事務局へ戻します。

○山本教育次長

それでは、6、その他の(1)学校訪問の日程についての説明をお願いしたいと思います。事務局よりお願いいたします。

○峰課長補佐

令和3年度の学校訪問につきまして、参加可能な日を教えていただきました。

当日は、午前10時までに役場にお集まりいただきますようお願いいたします。

また、御都合により変更がございましたら、事務局まで御連絡くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○山本教育次長

よろしいでしょうか。他に事務局から。

○森本課長

先日お伝えしておりました総合教育会議の件です。

6月25日16時30分からの予定です。よろしくようお願いいたします。

例年10月に開催しておりますが、今回、新たな教育大綱の策定をいたしますので、今回は6月開催にさせていただきます。

地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が、大綱に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないとされております。

次回、総合教育会議の中で、新たな大綱の策定をするのか、教育振興基本計画をもって大綱に代えるのかを決めていただければと思っております。

その他、各課よりの議題が出されましたら、御協議をお願いいたします。

以上です。

よろしく申し上げます。

○山本教育次長

今までで御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、委員さんから何か、お話ししたいこと等あれば。

よろしくお話ししたいと思いますが。

○廣田委員

昨日、今日のニュースで、5分間走をしていた子どもが亡くなったということが報じられておりましたが、マスクとの因果関係はわからないということなんです。子どもたちってやっぱりこう、これをしなさいねって言われたら、それを一生懸命守ろうとします。

長与小学校はよく見ているんですが、きっちり外させて、運動をさせてあるので、問題はないなって思って安心して見ているんですが、それでもやはり中には気づかないうちに、マスクを着用したまま運動している、外で遊んでいる子どもたちも見かけますので、お昼休みとか。そういうところは、先生方も今でも十分に注意をされていらっしゃると思いますが、もう一度、大丈夫だろうかと振り返る機会にさせていただければと思います。よろしくお話しします。

○山本教育次長

他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようであれば、これで本日の定例教育委員会を閉会させていただきたいと思います。

どうもお疲れさまでした。